

令和3年7月12日

保育所等利用保護者 様
学童保育クラブ利用保護者 様

瑞穂町福祉部
子育て応援課長 石川 修
(公印省略)

新型コロナウイルス感染・感染拡大防止対策のために保育所等及び
学童保育クラブの利用の際にお守りいただきたい事項について（協力依頼）

平素は、町の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「緊急事態宣言」が再発出されました。期間は、令和3年7月12日（月）から同年8月22日（日）までとなります。

現在のところ保育所等及び学童保育クラブなど町内福祉関連施設内での集団感染は確認されていませんが、直近では、小さなお子さんから20歳代の新規患者数の割合が増加している傾向です。現在の感染拡大状況及び変異株の増加傾向を踏まえますと、予断を許さない大変厳しい状況です。

つきましては、下記にお示しする「感染・感染拡大防止対策のために保育所等及び学童保育クラブの利用の際にお守りいただきたい事項」を必ずお読みいただき、実行してください。

町は、今後も各施設と緊密に連携し、感染防止策に鋭意努めて参りますが、感染拡大防止の効果を高めるためには保護者の皆さまの行動が必要不可欠となります。どうぞ、お子様、ご家族、各施設の職員等の健康と命を守るために、ご理解及びご協力を重ねてお願いいたします。

記

1 お守りいただきたい事項

- ①家庭における感染症予防策（3密回避、手洗い、うがい、マスク着用、検温、健康観察、換気、消毒、会食を控える等）を徹底してください。
- ②自宅で保育が可能な場合は利用を控えてください。
- ③各施設の過密状態を少しでも軽減するため、開所時間にかかわらず、勤務先の出退勤時間に応じた送迎をお願いします。
- ④検温、体調チェック等を必ず行い、児童に発熱（37.5℃以上）や呼吸器症状等の風邪症状が見られる場合は、登所を控えてください。また、児童の体調が良好でも同居家族に風邪症状が見られる場合は、可能な限り登所を控えてください。
- ⑤保育所等及び学童保育クラブを利用しているお子さん又はお子さんの同居の家族が、以下のうちいずれかひとつにでも該当する場合は、登所を自粛の上、速やかに利用施設へご連絡ください。
 - ・「新型コロナウイルス感染症の患者と診断された」又は「新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者に特定された」場合
 - ・医師の判断等によりPCR検査又は抗原検査を受ける予定になった場合

2 問合せ 瑞穂町福祉部子育て応援課保育・幼稚園係 TEL (042) 557-8658